

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・追加情報「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）」について
4月時点で求められる確認にむけた準備……………1

追加情報「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善 （処遇改善等加算Ⅱ）」について 4月時点で求められる確認にむけた準備

本ニュースNo.16-65（平成29年3月30日）では、平成29年度公定価格（案）で創設される「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」に関する加算（処遇改善等加算Ⅱ）の要件について、必ずしも4月から発令や職務命令を行う必要はなく、加算額の支給が4月分に遡って行われる方向性についてご案内したところです。

その際、これに代わる「最低限の何らかの確認を、4月時点で求めるのかについては、その必要性、実現性を含め現時点で検討中」という点をお知らせしました。

厚生労働省に本件について照会したところ、「実態として体制が整備されていることの確認は、4月時点の各職員の職務分掌の割り当てがわかるような書面が考えられる」との話がありました。就業規則や給与規定などが4月1日までに改定されているまでの対応を求めているのではなく、4月1日付の役職入り職員名簿や、担当者入り分掌表などによって、各職員が職務分掌を割り当てられていることがわかるような簡易的対応を想定しているとのことです。

これは、加算の支給は遡ることができても、遡って職務をしたことにはできないという趣旨からの方向性のようです。

上記の状況をふまえて、3月31日現在、各施設で取り得る対応は以下のとおりです。

①副主任保育士、専門リーダー、職務分野別リーダーに該当する職員の検討

②4月1日現在の各職員の職務分掌の割り当てがわかる職員名簿の整備

「技能・経験に応じた保育士等の処遇改善」に関する加算（処遇改善等加算Ⅱ）については、内閣府から間もなくFAQが発出される見込みです。正確な取扱いについてはFAQの発出を待つ状況ですが、これまでの方向性をふまえて上記お知らせいたします。

正式な取扱いが示され次第、速やかに本ニュースであらためてお知らせいたします。